

# フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る オンライン説明会（ZOOM）のご案内

令和6年11月1日から、新しい法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されています。

福井労働局では、本法に関するオンライン説明会（ZOOM）を以下の日程で開催します！（定員90名）

【日時】 令和8年3月9日（月）13時30分～15時30分

- 【内容】 1. 法の施行状況（10分）  
2. 発注事業者の義務と禁止行為  
（1）取引の適正化（45分）  
（2）就業環境整備（45分）

取引適正化（下表①～③）は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、就業環境整備（下表④～⑦）は福井労働局が説明します！

【申込】（受付期間）  
令和8年2月13日 9:00～令和8年3月5日 17:00  
（申込方法）

以下のURL又はQRコードから申込フォームにアクセスし必要事項を入力・送信してください。ZOOMへの入室に当たって必要なURL、ID、パスコード、説明資料等については、開催日前日までに、申込フォームにご入力いただきましたメールアドレスあて送付させていただきます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou18/080309freekokin>



<問い合わせ先>  
福井労働局  
雇用環境・均等室  
(0776-22-3947)



## 背景・趣旨

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、本法です。

## 発注者の義務

本法では、フリーランスに業務委託を行う発注事業者に、以下のような義務項目を課しております。

義務項目	内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに「業務の内容」「報酬の額」等の取引条件を明示する。
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う。
③禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、「受領拒否」「報酬の減額」等7つの行為をしてはいけない。
④募集情報の的確表示	フリーランスの募集を行う際、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならない
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない。
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、必要な措置を講じる。
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、30日前までに予告を行う。理由の開示請求があった場合は、理由の開示を行う。